

ます。説明板もなく、室内はがらんとしていますが、木の床には重い製本機と印刷機があつた跡が残っています。そこには動員委員だった将校たちと、勤務員の下士官や兵隊さんの机も並んでいたのでしょうか。

動員室はどここの部隊にもあります。平時の聯隊に勤務する将校達は委員制度があり、本務の他にさまざま

な業務をこなしています。経理委員になれば金銭や契約業務も行い、

兵食の献立に関わり、兵器や被服、陣営具などの業務も行っていました。

委員の勤務の中で嫌われたのは「動員委員」だそうです。「動員委員に

なると寿命が3年は縮まる」といわれていたそうです。

それは「一人一馬」に至るまで定められた場所に、定められた時刻に「人・馬匹」を集めなければならぬからです。動員が下令されれば軍隊は戦時編制に移ります。召集令状で続々と人が集まり、馬がやつてきます。宿舎、給養、被服・兵器・装具の支給、馬の飼料、蹄鉄の点検、装着、馬具の準備、部隊編成……

その1階の正面玄関から右に入つてすぐの部屋が「動員室」でした。今

もドアの上には表示板がかかってい

陸自善通寺駐屯地には、旧第11師団司令部が大切に保存されています。その1階の正面玄関から右に入つてすぐの部屋が「動員室」でした。今

荒木 肇

陸軍史の窓から（第4回）

戦時の動員 「一人一馬」

に至るまで

□動員の種類

まず「本動員」です。充員召集令状（赤紙）が配られ、平時の常設師団から野戦師団が生まれます。

日華事変（1937年）頃を例としまします。

平時の歩兵聯隊は聯隊本部に歩兵3個大隊と歩兵砲隊です。その定員は1996人、馬は71頭。3個大隊には平時には9個中隊しかありません。各中隊は160名、それに機関銃中隊（104名・馬13頭）があります。

戦時編制になると、この歩兵聯隊が3747人と馬526頭になります。各大隊は4個中隊編成になり、中隊定員も各194人になります。歩兵砲中隊（75mm山砲×4）、速射砲中隊（37mm対戦車砲×4）もできます。各大隊には機関銃中隊（重機8

部は聯隊区の中の在郷軍人の動静を常に集めていました。役場や警察の兵事掛から的情報を吸い上げて、召集令状を動員の種類ごとに作成する情報提供を集めて、部隊を書類上で実体化して、いつでも動員に応じるようにしていったのが動員室でした。

と歩兵砲小隊（70ミリ平射・曲射両用

×2）も配属されました。人員は1751人増、馬匹は455頭増となりました。

野砲兵聯隊も大きくなりました。

人員平時1211人が戦時2894頭となりました。輜重兵聯隊も平時1495人、馬匹302頭から戦時3461人、2612頭とふくれあがります。

他に工兵聯隊、騎兵聯隊、師団通信隊も大きくなり、戦時編制ならではの部隊が作られました。師団衛生隊、4個の野戰病院、昭和13年からは師団兵器勤務隊も増えます。

こうして平時の常設師団1万1856人、馬匹1592頭が、戦時になると人員2万5179人、馬匹8177頭になりました。この本動員は2~3週間で編成完結しました。

「応急動員」といわれる3日間で完結するものもあります。部隊を動員に先立ち、または完結を待つことなく対敵行動をとれる態勢に移しました。一部の要員だけ増やします。

「警急編成」という仕組みもあります。平時の人員・資材のみで、と

「応急派兵」というのがこれです。

「臨時動員」というのは平時に作られた年度動員計画令に従わず、作戦の要求から策定されていかなかった動員を行うことをいいました。ただし

「臨時編成」とは異なります。臨時編成は、その時、その場で編成に着手します。臨時動員は予め計画しておいて、動員下令で実施に移りました。ただし、これが続くと精銳で、装備も定数通りのまともな師団は減つてきてしまいました。

□ 動員の得員率

動員部隊に配属可能な人数は、毎年の中集人員に17をかけて計算されるわけではありません。補充兵も、

現役終了者と同じ17年4ヵ月です。

4ヵ月の端数の仕組みは前回でお話しました。問題は、その17年間で死

亡や負傷、疾病などで召集令状に応じられない人が出ることでしょう。

実際に在郷軍人名簿の健康現況欄をみると、甲（野戦勤務二適スル）、乙（軍隊勤務ハ可）、丙（軍隊勤務ハ不可）という区別がされています。

また国家総動員の見地から「余人ヲ以テ代工難キ」職に就く人もいます。およそ8時間で完結しました。

正男閣下の証言では、得員率は11年分と考へられていました。つまり約65%ということになります。

扱いになりました。「偕行」での山崎正男閣下の証言では、得員率は11年の上に「戦時召集延期者」という規定がありました。延期者は「鉄道又

ハ通信業務ニ從事シ」、「船舶（50人以上ノモノ）乗組員」、「民間航空乗組員」「都道府県、地方事務所、警察署、市区町村ノ官公吏ニシテ兵事業務ヲ主管スル者各1名」と具体的な職名も挙げられています。また陸軍大臣の指定する工場や事業場に従事する者で「必要欠クベカラザル者」という例もありました。こうした秘密文書は「外されることはなく多くの人に兵役への不公平感を抱かせることにもなったのです。



1937年7月に動員下令、出征した第10師団歩兵第39聯隊（姫路）、神戸湊川神社の「神旗」を掲げる

□ 猶予の対象者

充員召集（計画通りの正規動員）の赤紙に記載された人には、臨時召集の赤紙は届きませんでした。計画

が東京の息子たちに会いに来ます。そこで笠智衆さんが郷里の旧友、東

には、その要員の令状はお蔵入りになりました。充員召集の対象者は優秀者が多かつたのです。そのため充

員召集の対象者は翌年も充員召集名簿に載りました。対して臨時動員要

察署長、十朱さんは役場の兵事掛

2人とも尾道を離れ、東京で暮らし

ているのです。脚本は見事に召集令状保管者と兵事担当者の戦後の境遇を描いていました。

ば見られました。

そうした実態は知られにくく、その上に「戦時召集延期者」という規定がありました。延期者は「鉄道又